

営業補償調査算定要領

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第 4 7 条から第 4 9 条及び埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「細則」という。）第 3 2 から第 3 5 に規定する営業補償に係る調査算定に適用するものとする。

第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第 2 条 営業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 基本的調査事項

(一) 法人が営業主である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項について行うものとする。

イ 営業主に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 資本金の額
- (3) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
- (7) 移転等の対象となる事業所等の許認可等の取得状況

ロ 業務内容に関するもの

- (1) 営業種目
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 移転等の対象となる事業所等の原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先
(得意先)
- (4) 移転等の対象となる事業所等の品目等別の売上構成
- (5) 事業概況説明書写

ハ 収益及び経費に関するもの

- (1) 直近 3 か年の事業年度の確定申告書（控）写（原則として、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の受信通知によるものとする。）

- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
 - i) 正規の簿記の場合
売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳
 - ii) 簡易簿記の場合
現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳
- (5) 直近3か月の貸金台帳等貸金を確認できる資料

ニ その他

営業の状況が把握できる写真を必要に応じて撮影するものとする。

- (二) 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、(一)に準じて行うものとする。

二 業種別調査事項

業種別の調査は、次を参考に必要と認められる事項について行うものとする。

(一) 小売、サービス業等

イ 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高及び仕入先

ロ 飲食店、ドライブイン、バー、キャバレー等一般的飲食業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ（部屋数）、椅子の数、料金、仕入先及び営業時間

ハ 待合、料亭等高級接客業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ（部屋数）、得意先、客の質、1日平均の部屋の使用頻度及び従業員の雇用形態

ニ 旅館、ホテル業

1日の平均客数、営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量、観光バス・観光会社との関係、営業の閑期・繁期及び従業員の雇用形態

ホ 簡易旅館、下宿業等

営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量及び現在の宿泊（下宿）人数

ヘ 病院、医院等

1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ（部屋数）、ベッド数及び社会保険による診療と普通診療の患者の率

ト 美容院、理容業

1日の平均客数、得意先、椅子の数、料金、従業員の数、固定客の率、美容・理容具及び化粧品等の販売を行っている場合はその内容

チ パチンコ店、麻雀屋等遊戯場

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、椅子の数、遊戯器具の台数、パチンコ店

については景品による利益及び飲み物等自動販売機

リ 浴場業、映画館

1日の平均客数、営業場所の広さ、料金、客の大人、中人、小人の数の比率及び飲み物等自動販売機

ヌ 石油製品小売業（ガソリンスタンド）

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、料金、チケット利用者数、部品、カーアクセサリー等の販売、洗車、法定点検及び整備施設

ル 自動車整備業

1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、料金、特約店との契約内容及び従業員の数

ヲ 倉庫業

営業場所の広さ、得意先、料金、扱い荷の入出庫伝票及び扱い荷の平均回転率

ワ 弁護士、税理士等

得意先、料金、フリー客の1か月平均の数とその報酬及び事務所と住居の関係

(二) 卸売業等

取引先（得意先）、扱い品の1か月平均入出庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先及び従業員の数

(三) 製造業等

機械設備等の数量・種類・配置・規模、生産品の種類・数量・原価、1日の平均生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置及び行動軌跡

なお、必要に応じて次の事項についても調査するものとする。

イ 公害対策施設に関する調査

当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び環境基本法（平成5年法律第91号）等公害関係法規との関係で、移転することによる公害対策施設費の増分

ロ J I Sマーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査

当該工場で製造される商品に、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格表示制度によるJ I Sマーク表示許可の有無、工場の移転に伴うJ I Sマーク喪失の期間（移転後申請に必要な稼働期間又は申請から許可までに要する期間）及びJ I Sマークを喪失することによる商品の値下がり等についての調査

なお、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格によるJ A Sマークの喪失についても同様とする。

ハ 立上り損失に関する調査

製造工場が移転し、新たな操業を開始した場合のロス製品の発生比率及び通常のロス率に回復するまでの期間

三 補償種別調査事項

補償種別の調査は、次に掲げるほか第3章算定に必要と認められる事項について行うものとする。

(一) 営業廃止の補償

イ 営業権等の調査

- (1) 近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合は、その取引に関する資料
- (2) 当該営業権が他から有償で譲受けた場合又は合併により取得した場合は、その取得に関する資料

ロ 資産、商品、仕掛品等の売却損の調査

営業用固定資産（建物、機械、器具、備品等）及び流動資産（商品、仕掛品、原材料等）の売却損に関する資料

ハ その他資本に関する調査

社債の繰上償還により生ずる損失、契約の解約に伴う違約金及び清算法人に要する諸経費に関する資料

ニ 解雇予告手当相当額及び転業に通常要する期間中の休業手当相当額の調査

休業、解雇又は退職に関する労働協約及び就業規則の他、従事状況及び雇用形態に関する資料により次に該当する者の有無について調査するものとする。

- (1) 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者
- (2) 一時限りで臨時に雇用されている者
- (3) 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外した者

ホ その他労働に関して通常生ずる損失の調査

雇用保険料、社会保険料及び健康保険料等の法定福利に関する資料

ヘ 解雇する従業員に対する離職者補償の調査

勤続期間及び年齢

(二) 営業休止の補償

イ 土地等を取得する場合の営業休止の補償

(1) 固定的な経費の調査

- i) 公租公課
- ii) 電気、ガス、水道、電話等の基本料金
- iii) 営業用資産（建物、機械等）の減価償却費及び維持管理費
- iv) 借入地地代、借家家賃、機械器具使用料及び借入資本利子
- v) 従業員のための法定福利費
- vi) 従業員のための福利厚生費
- vii) その他の固定経費

(2) 休業期間中の従業員に対する休業手当相当額の調査

休業、解雇又は退職に関する労働協約及び就業規則の他、従事状況及び雇用形態に関する資料により次に該当する者の有無について調査するものとする。

- i) 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者
- ii) 営業所等の休止に関係なく外交、注文取り等に従事することができる者
- iii) 一時限りで臨時に雇用されている者
- iv) 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外した者

(3) 商品、仕掛品等の減損の調査

商品、仕掛品等の減損の有無及びその内容

(4) 移転広告費等の調査

- i) 商圏の世帯数及び過去の売出し等に際し配布したチラシ等の配布枚数及び配布回数
- ii) 取引先名簿、得意先名簿等により移転通知先数
- iii) 開店祝いの実態（招待状の印刷及び封書代、酒肴代、記念品及び招待客数等）、閉店・開店広告等についての地域の慣行
- iv) 事業所等が移転することによってスクラップ化する事務用品等の数量
- v) その他の費用

ロ 仮営業所を設置して営業を継続する場合

- (1) 仮営業所の設置費用については、細則第19に準じて調査するものとする。
- (2) 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費等の調査は、
(二) イ土地等を取得する場合の営業休止の補償に準じて調査するものとする。

ハ 土地等を使用する場合の営業休止の補償

- (1) 仮営業所を設置して営業を継続する場合の調査は、(二) ロ仮営業所を設置して営業を継続する場合に準じて調査するものとする。
- (2) 立地規制等により営業の一部を継続することができないと認められる場合の調査は、
(三) 営業規模縮小の補償に準じて調査するものとする。
- (3) 細則第34第3項の調査は、(二) イ土地等を取得する場合の営業休止の補償に準じて調査するものとする。

(三) 営業規模縮小の補償

イ 固定資産の売却損の調査

固定資産の売却損の調査は、(一) ロ資産、商品、仕掛品等の売却損の調査に準じて調査するものとする。

ロ 解雇予告手当相当額の調査

解雇予告手当相当額の調査は、(一) ニ解雇予告手当相当額及び転業に通常要する期間中の休業手当相当額の調査に準じて調査するものとする。

ハ その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失の調査

資本の過剰遊休化による損失の調査は、(二)イ(1)固定的な経費の調査に準じて調査するものとし、労働の過剰遊休化による損失の調査は、(二)イ(2)休業期間中の従業員に対する休業手当相当額の調査に準じて調査するものとする。

ニ 解雇する従業員に対する離職者補償の調査

解雇する従業員に対する離職者補償の調査は、(一)へ解雇する従業員に対する離職者補償の調査に準じて調査するものとする。

ホ 損益分岐点比率の調査

当該企業の損益分岐点比率の調査は、次の式により求めるものとする。

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{売上高}} \times 100$$
$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$$

固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、賃借料、保険料、修繕費、光熱水道料、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品費、広告宣伝費、交際接待費、役員給料手当、事務員・販売員給料手当、支払利息・割引料、公租公課、その他販売管理費等

変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工賃、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費等

ヘ 規模の縮小率の調査

規模の縮小率の調査は、従業員比、売上高比、面積比、生産高比及び給与（人件費）等による縮小率を調査するものとする。また、本店、支店等がある場合において、本店又は支店が営業の規模を縮小することによって相互に大きな影響を与えると認められる場合は、それらの関連性を調査するものとする。

（調査表）

第3条 営業に関する調査表は、前条の調査結果に基づき、営業調査総括表（様式第14号－1、－2）、損益計算書比較表（様式第26号）、仕入先調査表（様式第16号）、従業員調査表（様式第15号－1）及びその他必要な調査表を作成するものとする。

(図面)

第4条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 写真撮影方向図 第2条第1号(一)ニその他に規定する写真撮影を行った場合は写真撮影方向図を作成するものとする。
- 二 その他図面 その他の図面は、必要に応じて作成するものとする。

第3章 算定

(補償額の構成)

第5条 営業補償の構成は、次のとおりとする。

営業廃止の補償の構成

営業廃止の補償

- 営業権等の補償
- 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償
- その他資本に関して通常生ずる損失額の補償
- 解雇予告手当相当額の補償
- 転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償
- その他労働に関して通常生ずる損失額の補償
- 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償
- 解雇する従業員に対する離職者補償

営業休止の補償の構成

営業休止の補償（土地等を取得する場合）

- 固定的な経費の補償
- 従業員に対する休業手当相当額の補償

- 休業期間中の収益減又は所得減の補償
 - 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償
 - 商品、仕掛品等の減損の補償
 - 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償
- ※第9条第3号は、上記構成に準じる。

営業休止の補償（仮営業所を設置して営業を継続する場合）

- 仮営業所の設置の費用の補償
 - 仮営業であるための収益減又は所得減等の補償
 - 仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償
 - 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償
- ※第9条第1号は、上記構成に準じる。

営業規模縮小の補償の構成

営業規模縮小の補償

- 固定資産の売却損の補償
 - 解雇予告手当相当額の補償
 - その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償
 - 経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償
 - 解雇する従業員に対する離職者補償
- ※第9条第2号は、上記構成に準じる。

(営業廃止の補償の算定)

第6条 営業廃止の補償の算定は、営業補償金算定書(営業廃止の補償)(様式第17号-1)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式第23号)、従業員に対する休業手当相当額算定書(様式第15号-2)、認定収益額算定書(様式第20号)及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 営業権等の補償

基準第47条第1項第1号に規定する営業権等の正常な取引価格は、次によるものとする。

(一) 近傍又は同種の営業権等の取引事例がある場合

正常な取引価格は、近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとする。

(二) 近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合

正常な取引価格は次式により算定した額を標準とする。

$$\frac{R}{r}$$

R 年間超過収益額 過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額

この場合において自己資本利子見積額は自己資本額に年利率を乗じて得た額とする。

r 年利率

二 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償

細則第32第3項に規定する資産、商品、仕掛品等の売却損の補償は、次によるものとする。

(一) 建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償

イ 現実に売却し得る資産(機械、器具、備品等)

売却損の補償額＝現在価格－売却価格

売却価格は、現在価格の50%を標準とするものとする。

なお、50%とすることが適当でないと認められる場合は、専門業者等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により定めることができる。

ロ 解体せざるを得ない状況にある資産(家屋、納屋、設備等)

売却損の補償額＝現在価格＋解体処分費(解体費、廃材運搬費、廃材処分費)
－処分価格(発生材価額)

ハ スクラップとしての価値しかない資産(償却済の機械、器具、備品等)

売却損の補償額＝現在価格－スクラップ価格(発生材価額)

(二) 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償

売却損の補償額＝費用価格（仕入費及び加工費等）－処分価格

処分価格は、費用価格の50％を標準とするものとする。

なお、50％とすることが適当でない認められる場合は、専門業者等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により定めることができる。

三 その他資本に関して通常生ずる損失額の補償

基準第47条第1項第2号に規定するその他資本に関して通常生ずる損失額の補償は、営業を廃止するために、社債の繰り上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解約に伴う違約金又は清算法人に要する諸経費等が認められる場合に個別に算定するものとする。

四 解雇予告手当相当額の補償

細則第32第4項に規定する解雇予告手当相当額の補償は、従業員に対して30日前に解雇予告ができない場合に補償するものとし、補償額の算定は次によるものとする。

解雇予告手当相当額の補償額＝平均賃金×補償期間（日）

平均賃金は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条により求めるものとし（第5号及び第7条第2号において同様）、補償期間は30日以上とする。

五 転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償

基準第47条第1項第3号に規定する転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償は、営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、次によるものとする。

休業手当相当額の補償額＝平均賃金×補償率（80／100を標準として60／100～100／100の範囲の率）×転業に通常必要とする期間

転業に通常必要とする期間は、事業主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であり、社会的、経済的状況、従前の営業の種類及び内容と新たな営業との関係及び年齢等により6か月ないし1年とする。

六 その他労働に関して通常生ずる損失額の補償

基準第47条第1項第3号に規定するその他労働に関して通常生ずる損失額は、帰郷旅費相当額（労働基準法第64条の規定による。）、転業に通常要する期間中に事業主に課せられる法定福利費相当額（雇用保険料、社会保険料、健康保険料等）等を実態に応じて補償するものとする。

七 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償

細則第32第6項に規定する転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償は、次によるものとする。

収益（又は所得）相当額の補償額＝年間の認定収益（又は所得）額×転業に通常必要とする期間

転業に通常必要とする期間は、営業地の地理的条件、営業の内容、従来の営業の業種と

転業後の業種、事業主の年齢等により2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）の範囲内で定めるものとする。

八 解雇する従業員に対する離職者補償

基準第47条第2項に規定する離職者補償は、基準第68条により算定するものとする。

（営業休止の補償（土地等を取得する場合）の算定）

第7条 土地等を取得する場合の営業休止の補償の算定は、営業補償金算定書（営業休止の補償）（様式第17号-2）、固定的経費内訳書（様式第21号）、固定的経費付属明細書（様式第22号）、従業員に対する休業手当相当額算定書（様式第15号-2）、認定収益額算定書（様式第20号）、得意先喪失補償額算定書（様式第24号-1～-4）、費用分解一覧表（様式第24号-5）、固定資産等の売却損補償額算定書（様式第23号）、移転広告費等算定書（様式第25号）及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 固定的な経費の補償

細則第33第1項（2）に規定する固定的な経費の補償は、次によるものとする。

固定的な経費の補償額＝年間固定的経費認定額×1／365×補償期間（日）

固定的経費の認定のための判断基準は、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領（以下「取扱要領」という。）別表5固定的経費認定一覧表によるものとする。

二 従業員に対する休業手当相当額の補償

細則第33第1項（3）に規定する従業員に対する休業手当相当額の補償は、次によるものとする。

休業手当相当額の補償額＝平均賃金×補償率（80／100を標準として60／100～100／100の範囲の率）×補償期間（日）

三 休業期間中の収益減又は所得減の補償

細則第33第1項（4）に規定する休業期間中の収益減又は所得減の補償額は、次によるものとする。

休業期間中の収益減又は所得減の補償額＝年間の認定収益（又は所得）額×1／365×補償期間（日）

四 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

細則第33第1項（5）に規定する一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額＝従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率

従前の1か月の売上高＝年間の売上高÷12か月

年間の売上高は、売上高から売上値引等及び雑収入を加減した額とする。

限界利益率＝（固定費＋利益）÷売上高又は（売上高－変動費）÷売上高（小数点以下

第四位切り捨て)

売上減少率は、取扱要領別表 1 売上減少率表によるものとし、限界利益率算定に係る固定費等の認定は、取扱要領別表 2 費用分解基準一覧表によるものとする。

五 商品、仕掛品等の減損の補償

基準第 48 条第 1 項第 4 号に規定する商品、仕掛品等の減損の補償について、商品、仕掛品等の移転に伴う減損は、割増運賃及び運送保険料相当額を専門業者等からの見積等により算定するものとする。

商品、仕掛品等の保管に伴う減損は、保管料の割増料金を専門業者等からの見積等により算定するものとする。ただし、保管することが不可能なもの及び保管することにより商品価値を失うものについては、費用価格（仕入費及び加工費等）の 50% を標準として、売却損を算定するものとする。

六 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償

基準第 48 条第 1 項第 4 号に規定する移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償は、当該地域の実情、営業所の業種、規模及び商圏の範囲等に応じ、次を参考に算定するものとする。

なお、標準的な営業形態と認められる場合は、営業補償に係る移転広告費等の補償額基準表によることができる。

(一) 移転広告費等

イ 移転広告費

移転広告費＝(広告枚数×印刷・用紙代＋諸経費) ×回数

ロ 移転通知費

移転通知費＝移転通知枚数×印刷・葉書代＋諸経費

(二) 開店費用等

イ 開店祝費

開店祝費＝招待客数×(招待状代＋印刷代＋封書代＋切手代＋酒肴代＋記念品代＋諸経費)

ロ 粗品費

粗品費＝顧客数×粗品代

ハ 捨て看板費

捨て看板費＝本数×看板費単価

(三) その他の費用

法令上の手続及びその他の諸経費、野立看板の書替えに要する費用、営業用自動車の車体文字の書替えに要する費用等

(営業休止の補償(仮営業所を設置して営業を継続する場合)の算定)

第 8 条 仮営業所を設置して営業を継続する場合の算定は、営業補償金算定書(営業休止の補償)(様式第 17 号－2)、認定収益額算定書(様式第 20 号)、得意先喪失補償額算定書(様式第

24号ー1～ー4)、費用分解一覧表(様式第24号ー5)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式第23号)、移転広告費等算定書(様式第25号)及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 仮営業所の設置の費用の補償

細則第33第2項(2)に規定する仮営業所の設置の費用の算定は、細則第19に準じて算定するものとする。

二 仮営業であるための収益減又は所得減等の補償

基準第48条第2項に規定する仮営業であるための収益減又は所得減等の補償額は、従前の場所で営業をしていたとした場合に得られたであろう収益(又は所得)と仮営業所で得ることができる収益(又は所得)との差額とし、仮営業所を設置する位置、規模及び質的条件、人件費、減価償却費等の過剰遊休化による収益(又は所得)への圧迫、仕入市場と販売市場の変化に伴う運搬費の経費増等を考慮し算定するものとする。

三 仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

基準第48条第2項に規定する仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意先を喪失することにより生ずる損失を補償するものとし、前条第4号に準じて算定するものとする。

四 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費等の補償

基準第48条第2項に規定する商品、仕掛品等の減損及び移転広告費等は、前条第5号及び第6号に準じて算定するものとする。

(営業休止の補償(土地等を使用する場合)の算定)

第9条 土地等を使用する場合の営業補償の算定は、次のとおり算定するものとする。

一 細則第34第1項に規定する仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償の算定は、第8条に準じて算定するものとする。

二 細則第34第2項に規定する立地規制等により営業の一部を継続することができない場合の補償の算定は、第10条に準じて算定するものとする。

三 細則第34第3項は、第7条に準じて算定するものとする。

(営業規模縮小の補償の算定)

第10条 営業規模縮小の補償の算定は、営業補償金算定書(営業規模縮小の補償)(様式第17号ー3)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式第23号)、認定収益額算定書(様式第20号)及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 固定資産の売却損の補償

基準第49条第1項第1号に規定する固定資産の売却損の補償は、第6条第2号に準じて算定するものとする。

二 解雇予告手当相当額の補償

基準第49条第1項第1号に規定する解雇予告手当相当額の補償は、第6条第4号に準じて算定するものとする。

三 その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償

基準第49条第1項第1号に規定するその他資本及び労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

(一) 資本の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償

資本の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償額＝(固定的経費×縮小率－売却する資産に対する固定的経費)×補償期間

(二) 労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償

労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償額＝(従業員手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額)×補償期間

資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償の補償期間は、専門家等からの意見を聴取し、又はその他適切な方法により認定するものとする。

(一)、(二)及び第4号に用いる縮小率は、営業用施設の減少の割合が売上高と相関関係にあると判断される業種にあつては次式を参考にして認定するものとし、営業用施設等の縮小率と売上高との相関関係が低いと判断される業種にあつては、営業の内容、規模等の実態を考慮して認定するものとする。

$$\text{縮小率} = 1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}} \quad (\text{小数点以下第四位切り捨て})$$

四 経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償

細則第35第2項に規定する経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

経営効率が低下することにより通常生ずる損失の補償額＝認定収益（又は所得額）×縮小率×補償期間

補償期間は、従前の営業内容、縮小部分がその営業に占める割合、一商品当たりの販売費と単位生産費当たりの生産費の増加及び利益の減少等を勘案し、2年以内で適正に定めた期間とする。

五 解雇する従業員に対する離職者補償

基準第49条第2項に規定する離職者補償は、第6条第8号に準じて算定するものとする。

(移転工程表)

第11条 営業休止に関する工程表については、建物、工作物、動産の移転期間及び準備期間等を考慮し作成するものとし、非木造建物については、別記4建物移転料算定要領別添二非木造建物調査積算要領に基づき作成した工事工程表、機械設備については、別記6－2機械設備調

査算定要領により基づき作成した移転工程表により作成するものとする。

(営業休止期間)

第12条 営業休止期間は、前条に規定する移転工程表により求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に土地等の権利者等と損失の補償等について協議中の事項については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に土地等の権利者等と損失の補償等について協議中の事項については、なお従前の例によることができるものとする。